

2023年度版

# 情報漏えい保険 団体制度のご案内

※本制度は「サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)」の愛称です。

① 役職員の人数ベースの  
分かり易い保険料設定

② 役職員のマイナンバーに  
関する漏えい事故も対象

③ 情報漏えいの  
「おそれ」が発生した  
場合も対象

④ 法律上の損害賠償金だけ  
でなく見舞金等の各種費用  
もお支払い対象

⑤ サイバー攻撃の発見時に要する各種対応費用や、  
セキュリティ事故の再発防止のために支出する費用も対象

保険期間

2023年4月1日午前0時～  
2024年3月31日午後12時  
※中途加入も可能です。

加入依頼書  
提出先

株式会社 全福サービス

取扱代理店：株式会社 全福サービス

(お問合せ先) ☎101-0041

東京都千代田区神田須田町 1-4-8

NCO 神田須田町 5F

TEL 03-3252-2035

FAX 03-3258-8878

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

担当課：公務第一部公務第二課 TEL 03-3515-4124

# 情報漏えい保険の概要

## 保険契約者

### (公財) 介護労働安定センター

この保険は、(公財) 介護労働安定センターを契約者とし、(公財) 介護労働安定センターに登録された介護事業者を記名被保険者とするサイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者である(公財) 介護労働安定センターが有します。

## ご加入者 (記名被保険者)

(公財) 介護労働安定センターに登録され、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法いずれかに基づく介護関係業務を行う事業者の皆様

## 被保険者

- ・記名被保険者
- ・記名被保険者の役員または使用人  
(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限ります。)

情報の漏えいまたはそのおそれについて、保険期間中に被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や弁護士費用等の支払）や、事故対応期間（＊）内に生じたサイバーセキュリティ事故対応費用を負担することによって被る費用損害に対して保険金をお支払いします。

（＊）事故対応期間とは、被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時からその翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。

2023年1月の商品改定にて、用語の刷新や補償内容の明確化等の観点で、約款の改定を行いました。この改定に伴う保険料の変更はございません。

## 【用語の定義】

### 「情報の漏えい」

電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。  
紙媒体で保有する情報の漏えいを含みます。

- ア. 個人情報（下記の通り）
  - イ. 法人情報（記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。）
    - ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）

### 本保険で対象とする「個人情報」

記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの。なお、次のものを含みます。
  - （ア）氏名のみの情報
  - （イ）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報
- イ. 個人識別符号（＊）が含まれるもの

（＊）個人識別符号とは、マイナンバー・運転免許証番号・旅券番号・基礎年金番号・保険証番号、このほか個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号をいいます。

# お支払いする保険金の種類

賠償責任部分とサイバーセキュリティ事故対応費用部分のセット商品となっております。

## 情報漏えい保険

### 賠償責任部分

《情報通信技術特別約款(情報漏えい限定担保用)》

#### 保険金をお支払いする損害

##### ① 法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です。

##### ② 保険会社の同意を得て支出した、賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等の争訟費用

##### ③ 保険会社の要請に伴う協力費用

#### ●保険金をお支払いする場合

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。  
(\*1) (\*2)

(\*1) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

(\*2) 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

#### ●保険金のお支払い方法は次のとおりです。

上記①の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。

上記②、③の費用は、合計額に対して、保険金をお支払いします。

### サイバーセキュリティ事故対応費用部分

《サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項》

#### 保険金をお支払いする損害

##### ① サイバー攻撃対応費用

(コンピューターシステム遮断費用、サイバー攻撃の有無確認費用)

##### ② 原因・被害範囲調査費用

##### ③ 相談費用

(コンサルティング費用、弁護士費用、風評被害拡大防止費用)

##### ④ データ等復旧費用

##### ⑤ その他事故対応費用

(人件費、交通費・宿泊費、通信費・コールセンター委託費用等、個人情報漏えい通知費用、社告費用、個人情報漏えい見舞費用、法人見舞費用、クレジット情報モニタリング費用、損害賠償請求費用、公的調査対応費用)

##### ⑥ 再発防止費用

##### ⑦ 訴訟対応費用

(注1)損害額から免責金額(10万円)を差し引いた額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。

(注2)(3)相談費用の弁護士費用につきましては、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、次の費用を除きます。

(ア)保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対する費用

(イ)刑事事件(刑事訴訟法に基づく科刑等を決定するための手続きに関する事件をいいます。)に関する委任にかかる費用

(ウ)「その他事故対応費用」の「損害賠償請求費用」に規定する費用

(注3)(3)相談費用、④データ等復旧費用、⑤その他事故対応費用の内、個人情報漏えい見舞費用・クレジット情報モニタリング費用・公的調査対応費用のコンサルティング費用、⑥再発防止費用は、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。

# 保険金・各種費用の定義

## 賠償責任部分

保険金・費用の種類	定義
①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談等も含みます。)
③協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

## サイバーセキュリティ事故対応費用部分

費用の種類	定義
①サイバー攻撃 対応費用	<p>次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報(*1)によって発見されていたときに支出する費用に限ります。</p> <p>ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはそのそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用</p> <p>イ. サイバー攻撃の有無確認費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するため支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。</p>
②原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。
③相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。(*2) ア. 弁護士費用 弁護士報酬(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。)をいいます。ただし、次のものを除きます。 (ア) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対する費用 (イ) 刑事事件に関する委任にかかる費用 (ウ) 「⑤その他事故対応費用 ニ. 損害賠償請求費用」の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。) ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(アおよびイを除きます。)
④データ等復旧費用	セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用または記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃により改ざんされたウェブサイトの復旧費用をいいます。 (*2) なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。)が発生した場合に要した次の費用を含みます。(*2) ア. コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 イ. 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃借費用を含みます。)および撤去費用 ウ. 消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたソフトウェアまたはプログラムの修復、再製作または再取得費用

	<p>次のアからコの費用をいいます。ただし、①～④および⑦訴訟対応費用を除きます。</p> <p>ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費</p> <p>ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。</p> <p>エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するためには直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用</p> <p>オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。</p> <p>カ. 個人情報漏えい見舞費用(*2) 公表等の措置(*3)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用</p> <p>(ア) 見舞金 (イ) 金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます)の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りります)</p> <p>キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りります)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(*3)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りります。</p> <p>ク. クレジット情報モニタリング費用(*2) クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用</p> <p>ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用</p> <p>(ア) 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するもの・刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます)。</p> <p>(イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用(*2)</p> <p>コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用</p>
⑤その他事故対応費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。ただし、②原因・被害範囲調査費用、③相談費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。(*2)
⑥再発防止費用	次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。
⑦訴訟対応費用	<p>ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費</p> <p>ウ. 増設コピー機のリース費用</p> <p>エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用</p> <p>オ. 意見書・鑑定書の作成費用</p> <p>カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用</p>

(\*1) 次のいずれかをいいます。

ア. 公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます)からの通報

イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

(\*2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。

(\*3) 次のいずれかをいいます。

①公的機関に対する被保険者による届出または報告等(文書によるものに限ります)。

②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道

③被害者または被害法人に対する詫び状の送付

④公的機関からの通報

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

# 支払限度額・免責金額・保険料

(※)  
保険料はご加入者の役職員人数によって定額保険料を設定します。以下3つのタイプからご選択ください。

〈ご加入タイプ〉

(※) 把握可能な最近の前年度(4月～3月)における理事・役員・職員・パートタイマーおよび協力会員の平均人數(延べ人月の12カ月分÷12とし、小数点以下で切上げ)をいいます。

	賠償責任部分支払限度額 (1請求・保険期間中) (*1)(*2)	サイバーセキュリティ事故対応費用部分 支払限度額(1事故または1請求・保険期間中) (*3)
A タイプ	5,000万円(免責1請求につき10万円)	2,000万円(免責1事故または1請求につき10万円)
B タイプ	3,000万円(免責1請求につき10万円)	1,000万円(免責1事故または1請求につき10万円)
C タイプ	1,500万円(免責1請求につき10万円)	500万円(免責1事故または1請求につき10万円)

(\*1) 基本契約(賠償責任部分)、メール送受信等賠償責任担保特約の限度額が共有となります。

(\*2) この保険契約においてお支払いする保険金の額は、賠償責任部分・サイバーセキュリティ事故対応費用部分およびその他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、賠償責任部分の支払限度額(保険期間中)が限度となります。但し、個人情報漏えい見舞費用は被害者1名につき1,000円、法人見舞費用は被害法人1社につき5万円を限度とします。

(\*3) 「サイバーセキュリティ事故対応費用部分」の詳細については以下の表の通りの支払限度額および縮小支払割合となります。

項目	支払限度額	縮小支払割合
①サイバー攻撃対応費用 ②原因・被害範囲調査費用 ③相談費用	上記表のサイバーセキュリティ事故対応費用部分支払限度額	I (*4) : 100% II (*5) : 90%
④データ等復旧費用 ⑤その他事故対応費用	上記表のサイバーセキュリティ事故対応費用部分支払限度額	100%
⑥再発防止費用	Aタイプ: 1,000万円 Bタイプ: 1,000万円 Cタイプ: 500万円	90%
⑦訴訟対応費用	Aタイプ: 1,000万円 Bタイプ: 1,000万円 Cタイプ: 500万円	100%

(\*4) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置(\*6)により客観的に明らかになった場合(サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合)

(\*5) セキュリティ事故のうち(\*4)以外および風評被害事故の場合

(\*6) 次のいずれかをいいます。

- ①公的機関に対する被保険者による届出または報告等(文書によるものに限ります。)
- ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
- ③被害者または被害法人に対する詫び状の送付
- ④公的機関からの通報

〈年間保険料〉 ※中途加入の保険料については、別途お問い合わせください。

役職員の人数	年間保険料			役職員の人数	年間保険料		
	A タイプ	B タイプ	C タイプ		A タイプ	B タイプ	C タイプ
1名～10名	19,950円	15,750円	12,610円	51名～60名	119,700円	94,500円	75,660円
11名～20名	39,900円	31,500円	25,220円	61名～70名	139,650円	110,250円	88,270円
21名～30名	59,850円	47,250円	37,830円	71名～80名	159,600円	126,000円	100,880円
31名～40名	79,800円	63,000円	50,440円	81名～90名	179,550円	141,750円	113,490円
41名～50名	99,750円	78,750円	63,050円	91名～100名	199,500円	157,500円	126,100円

(※) 役職員人数が101名以上の事業者様におかれましては、取扱代理店まで個別にご照会下さい。個別に保険料を算出し、ご案内させて頂きます。

## 【想定事故事例】

- ◆ 職員が意図的に利用者の個人情報を持ち出し、名簿業者に転売した。
- ◆ 事務所に泥棒が侵入し、利用者の個人情報を管理していたファイルが盗み出された。
- ◆ 事務所のパソコンがウイルス感染し、職員のマイナンバー情報がインターネット上に流出してしまった。
- ◆ 情報システムへの不正アクセスが行われ、メールデータが流出した。
- ◆ サーバー管理委託業者から「サーバーが外部と不審な通信を行っている」との報告を受けて、分析した結果、パソコンがウイルスに感染し、顧客情報が漏えいしていたことが判明した。
- ◆ ホームページへの不正アクセスが発見された。

## 付帯される特約条項

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

### メール送受信等賠償責任担保特約条項

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務に伴い、次の事由により発生した他人の事業の休止もしくは阻害、プログラムもしくはデータ（以下「プログラム等」といいます。）の滅失もしくは破損または人格権侵害等（情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① コンピュータ・ウィルスの感染
- ② 他者による不正アクセス
- ③ 被保険者が電子メールで発信したプログラム等のかし

上記の事故に起因する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に、保険金をお支払いします。

「お支払いする保険金の種類」につきましては、基本契約の賠償責任部分をご参照ください。

#### 〈保険金をお支払いできない主な場合〉

次の事由に起因する損害

- ① 保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ② ソフトウェアの開発またはプログラム作成
- ③ 対象業務の履行不能または履行遅滞
- ④ 被保険者の支払不能または破産
- ⑤ 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡したコンピュータシステムの不具合
- ⑥ 被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託したコンピュータシステムの不具合
- ⑦ 情報漏えい保険の本パンフレットp.3〈賠償責任部分〉でお支払いの対象とならない部分
- ⑧ 被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任

等

被保険者は回収等の措置の実施義務を負います。

# 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払い対象となりません。

**次の事由について、保険金をお支払いするかどうかの判断は、被保険者ごとに個別に行います。**

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）等

**次の事由については、保険金をお支払いするかどうかの判断を、被保険者ごとに個別には行わず、すべての被保険者に対して保険金をお支払いしません。**

- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・特許権、営業秘密の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、適用しません。
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合
- ・被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音楽・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版

# ご加入方法

- 後日東京海上日動火災保険株式会社から加入者証を発行します。加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。保険始期から1~2か月して加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいますようお願いします。

## ◆年間加入の場合◆

保険期間：2023年4月1日午前0時～2024年3月31日午後12時  
3月10日（金）までに、「情報漏えい保険加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、取扱代理店（株）全福サービスまでご郵送またはFAXください。

保険料につきましては、年間保険料欄の該当箇所をご確認のうえ、別途ご案内する専用の口座にお振込みください。

※ 保険料をお振り込みいただく際の振込手数料は加入者様の負担となります。

※ 領収証は発行できませんので、振込みの控えを保管ください。

例) 役職員の平均人人数が25名で、Aタイプに加入の場合は、59,850円。

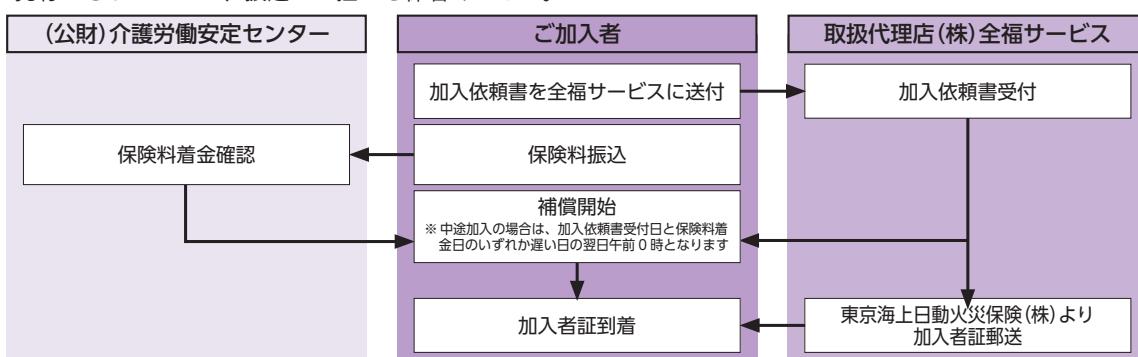
## ◆中途加入の場合◆

保険期間：加入依頼書を取扱代理店（株）全福サービスが受け付けた日、または保険料を（公財）介護労働安定センターが受領した日のいずれか遅い日の翌日午前0時から翌3月31日午後12時まで。

「情報漏えい保険加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、取扱代理店（株）全福サービスまでご郵送またはFAXください。中途加入の際の保険料につきましては、中途加入保険料表をご参照いただき、別途ご案内する専用の口座にお振込みください。（保険料表は（株）全福サービスのホームページで検索、または全福サービスにお問合せください）

※ 保険料をお振り込みいただく際の振込手数料は加入者様の負担となります。

※ 領収証は発行できませんので、振込みの控えを保管ください。



## 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

（通話料有料）

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間：平日午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

## 〈もし事故が起きたときは〉

### (サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項で補償対象となる費用(訴訟対応費用を除く))

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発見の日時・被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

### (上記以外)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発見の日時・場所・被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

## 〈ご加入者と被保険者が異なる場合〉

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## 〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

## 〈保険金請求の際のご注意〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

## 〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。

お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

## 〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することができます。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

## 〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することができます。

## 〈ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について〉

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
  - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
  - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

## 〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

### 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

### 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

等

### 〈加入者証〉

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。保険始期から1~2か月して加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいますようお願いします。

### 〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

### 〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金・返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(\*1))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます(\*2)。

(\*1) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

(\*2) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

この保険は、(公財)介護労働安定センターを契約者とし、(公財)介護労働安定センターに登録された介護事業者を記名被保険者とするサイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者である(公財)介護労働安定センターが有します。

このご案内書は、サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

## MEMO